

大和市監査委員告示第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年11月28日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 山 田 己智恵

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監 査 対 象 健康福祉部
- 3 監査対象期間 令和3年11月～令和4年10月
- 4 監 査 年 月 日 令和4年11月28日
- 5 監 査 の 方 法 この監査は、大和市監査基準に従い、健康福祉部（健康福祉総務課、おひとりさま政策課、人生100年推進課、障がい福祉課、新型コロナウイルスワクチン接種担当）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 財産管理に関する事務
 - (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (8) 基金管理に関する事務
 - (9) 備品管理に関する事務
 - (10) つり銭・領収印の管理に関する事務
 - (11) 切手・はがきの受払に関する事務
 - (12) 中国残留邦人等扶助費支給に関する事務
 - (13) グループホーム等家賃助成に関する事務
 - (14) 高齢者はり・きゅう・マッサージの治療費助成に関する事務
 - (15) 老人措置費支払・負担金徴収に関する事務

- (16) 高齢者に対する緊急通報システム利用助成に関する事務
- (17) 成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する事務
- (18) はいかい高齢者等位置確認支援に関する事務
- (19) 障害者福祉手当支給に関する事務
- (20) 障害児福祉手当及び特別障害者手当等支給に関する事務
- (21) 重度障害者に対する住宅設備改良助成に関する事務
- (22) 重度障がい者訪問入浴サービス費用助成に関する事務
- (23) 障害者自動車運転訓練費助成・身体障害者自動車改造費助成に関する事務
- (24) 福祉タクシー・福祉車両利用助成に関する事務
- (25) 障がい者自動車燃料費助成に関する事務
- (26) 障害者(児)福祉団体への助成に関する事務
- (27) 日常生活用具の給付に関する事務
- (28) 補装具の自己負担金助成に関する事務
- (29) 心身障害者医療費助成に関する事務
- (30) 通所訓練費支給に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
 - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

- 7 監査結果
- 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(健康福祉総務課)

契約に関する事務において、委託業務契約の履行期間を誤認し、変更契約を締結しているものがあった。

(人生100年推進課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。